

○厚生労働省告示第二百八十一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針を次のように定め、平成二十八年七月一日から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年七月一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針

第 1 基本認識

1 市場動向

少子高齢化が進む中で、平成 12 年度に約 30 兆円であった国民医療費は、平成 25 年度には約 40 兆円に増大しており、そのうち、およそ 35%にあたる約 14 兆円は、75 歳以上に係るものである。

2 産業構造・業態の特徴

医療機関		平成 26 年 10 月 1 日時点
病院	177, 546 施設	
一般診療所	8, 493 施設	
	100, 461 施設	

	有床診療所	8, 355 施設	
		無床診療所	
	歯科診療所		
歯科技工所	有床診療所	32 施設	平成26年12月末日時点
	無床診療所	68, 560 施設	
	あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所		
あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所		85, 260 施設	
柔道整復の施術所		45, 572 施設	
訪問看護ステーション		7, 583 施設	
助産所		2, 822 施設	平成27年3月末日時点

3 経営の特徴

医療等サービス（病院、診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所、看護業の事業所の各施設において提供されるサービスをいう。以下同じ。）は「人」が支えるサービス業であり、優れた人材の確保及び定着は各医療機関等にとって重要である。ただ、病床を有する医療機関においては、夜間勤務や宿日直勤務に対応する医

療等従事者（医療等サービスに従事する者をいう。以下同じ。）の配置が必要となること等に伴い、医療等従事者の勤務環境について医療等従事者の働き方の希望や健康面に十分配慮する必要がある。

第2 経営力向上に関する目標

多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。

このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。

第3 経営力向上に関する事項

1 経営力向上の内容に関する事項

一 経営力向上において実施すべき事項

他の医療等サービス提供主体との機能分化、業務連携等を通じて、医療等サービスの質の確保及び向上を実現し、事業の継続及び安定を進めることが適当である。

二 経営資源を高度に利用する方法として、特に優先すべき事項

医療等従事者の勤務環境の改善を特に優先すべきである。

2 経営力向上の実施方法に関する事項

	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マツサージ指圧・はり・きゆう・柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所
サービスの品質向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示、退院指導の充実等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療等のニーズや他の医療機関等の存在を踏まえた当該医療機関等のサービスの質の向上の実施（治療の選択肢の複数提示等）
コストの把握 ・効率化に関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療材料や医薬品について、近隣の医療機関等

<p>する事項</p>	<p>と連携した共同購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等 	<p>と連携した共同購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等 	<p>と連携した共同購入</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部業務の効率化のため、バックオフィス業務におけるＩＣＴツールの利活用等
<p>マネジメントに関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 夜間・休日の適切な人事配置 かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 高度急性期、急性期、 	<ul style="list-style-type: none"> 入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置 夜間・休日の適切な人事配置 地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 曜日ごとの医師等の柔軟な配置 地域にある他の病院又は診療所、介護事業者等との連携

	<p>回復期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化</p>		
<p>人材に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 ・高度専門職の仕事の棚 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ ・勤務環境の改善のため、都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターの利用 ・離職した看護職員の積極採用、ワークシェア制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療等従事者の働き方の希望に応じた人事配置 ・医療等従事者の勤続年数及び定着率の引上げ、離職率の引下げ

	<p>卸し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の研修等への参加機会の確保 		
<p>ICT投資、設備投資、省エネルギー投資に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ等のICTの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・臨床研究・臨床効果データベース構築への協力 ・ICTを利活用するための人材の確保 ・ICTを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ等のICTの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・ICTを利活用するための人材の確保 ・ICTを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテ等のICTの利活用 ・地域にある他の病院等とのデータ共有 ・ICTを利活用するための人材の確保 ・ICTを利活用する際のセキュリティ対策の実施 ・エネルギー使用量の見える化、省エネルギー設備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた

	備の導入、エネルギー管理体制の構築等を通じた省エネルギーの推進	省エネルギーの推進	省エネルギーの推進
その他の経営資源を高度に利用する方法	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減	介助・介護に資するロボットの導入による業務負担の軽減

3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

一 事業基盤の維持

事業者は、人員削減を目的とした取組を中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第十三条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

二 経営力向上計画の進捗状況の把握

事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。

三 外部専門家の知見の活用

経営力向上計画の策定及び実施に当たっては、医療分野に係る法第二十六条第二項に規定する

認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「医療分野経営力向上推進機関」という。）等、外部の専門家の知見を活用するものとする。

四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用

事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。

第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項

1 医療分野経営力向上推進業務の内容に関する事項

一 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する研修を企画し実施するほか、必要な普及啓発を行うこと。

二 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野の経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

三 医療分野経営力向上推進機関においては、医療分野経営力向上推進業務（医療分野に係る法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下同じ。）の運営に関し、主務大臣から改善に必要な措置を講ずべきことを命じられたときは、医療分野経営力向上推進業務の運営の改善に必要な措置を採らなければならないこと。

2 医療分野経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

1 に掲げる事項を実施できる体制であること。

3 医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

- 一 医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の中規模の医療機関等を支援対象から外すことがないようにすること。
- 二 医療分野経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。